

者を除く。は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることのできる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金を受ける給付であつて政令で定める給付を受ける場合、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者(国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く)。

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者(昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。)が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

4 第二項(第一項第二号に掲げる者)は、同項の規定による申出をした者は、その申出をした日(前項の

規定により申出があつたものとみなされた者)であつては、六十五歳に達した日に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

5 国民年金法第十三条第一項の規定は、第二項(第一項第二号に掲げる者)があつた場合に準用する。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限内までに、その保険料を納付しないとき。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

9 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間とは、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 一五(現行)

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一・二(現行)

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 一三(現行)

9 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者として、同

5 第一項の規定による国民年金の被

附則本条は、令二法四〇により令四・四一から次のように改正施行される

第十一條 第一項第四項(現行)
(任意加入被保険者の特例)

5 第一項の規定による国民年金の被

法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第九号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

〔罰則に関する経過措置〕

第三十八条 附則第一条第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平一六法一〇四)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(中略)並びに附則(中略)第十七条から第二十四条まで(中略)の規定 平成十七年四月一日

(略)

三 第三条(中略)及び第十七条の規定 平成十八年四月一日

(略)

四 第四条(中略)第十八条(中略)並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第六項、第十四条(中略)の規定 平成十八年七月一日

(略)

五 第五条(中略)の規定 平成十九年四月一日

七 第六条(中略)の規定 平成二十年四月一日

第二条(給付水準の下限)

国民年金法による年金たる給付額及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回るようになるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額(当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(当該年度の前年度における男子である同一被保険者)と、次号において「男子被保険者」という。の平均的な標準報酬額(同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。)に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(同法第四十三条第一項に規定する再評価率をい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。)を乗じて得た額

を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

2 政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し(中略)の作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合は、同項の規定の趣旨にのっとり、第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項(中略)に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行い、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

〔国民年金事業に関する財政の現況及び見通しの作成に関する経過措置〕

第五条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項及び第七十七条第四項の規定の適用については、平成十六年における第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七条第三項の規定による再計算を第八十七条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。

〔国民年金法による年金たる給付等の額に関する経過措置〕

第六条 平成十六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

〔国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置〕

第七条 平成二十六年までの各年度における国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。)により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。)によ

五 前項の申出が受理されたとき。
8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。
9 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。
二 日本国籍を有しなくなつたとき。
三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五條第一項の規定の適用については同法第七條第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二條の二から第五十二條の五まで並びに同

法附則第九條の三及び第九條の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それとみなす。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八條の二から第九十條の三までの規定を適用しない。

附則本条は、令二法四〇により令四・四・一から次のように改正施行される。

（任意加入被保険者の特例）

第二十三條 第一項（現行）

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一一五（現行）

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一一三（現行）

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実

があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一一三（現行）

9 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五條第一項の規定の適用については同法第七條第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二條の二から第五十二條の五まで並びに同法附則第九條の三及び第九條の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八條の二から第九十條の三までの規定を適用しない。

（国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置）
第二十四條 平成十七年四月前の保険料納付済期間（第一号被保険者に係るものに限る。）及び保険料半額免除期間のみに係る国民年金法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第七十三條 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平一九法一一〇）（抄）
（施行期日）
第一條 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條（中略）並びに附則（中略）第二十七條及び第二十八條の規定公布の日
二 第一條の規定 平成二十年三月三十一日までの日
三 第二條の規定 平成二十年三月三十一日までの日
四 第三條（中略）の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日（平二〇政三三七により平二二・一・一）
五 第四條（中略）の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日（平二〇政三三七により平二二・一・一）
六 第五條（中略）の規定 平成二十三年四月一日
七（略）

（検討）
第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）
第三條 この法律の施行の日（次条並びに附則第五條及び第二十二條において「施行日」という。前に国民年金法附則第五條第一項の規定による申出をした者については国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。）
（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）